

# 令和 8 ・ 9 年度綾瀬市立児童福祉施設 給食用物資納入業者登録案内

令和 8 ・ 9 年度、綾瀬市立綾南保育園、綾瀬市立大上保育園（以下「児童福祉施設」という。）の給食用物資の納入を希望する方は、次により申請書類を提出してください。

## 1 申請の資格

申請を行うものは、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 原則として、緊急時の対応が可能な位置に店舗が存在すること。
- (2) 市の指定した期日及び時刻までに指定した場所へ納入が可能であること。また、原則として生鮮食品については、使用する日の午前 8 時～8 時 3 0 分までに納入が可能であること。
- (3) 登録年度の前年 1 2 月 1 日を基準日として営業年数が 1 年以上であること。
- (4) 少量での配送及び土曜日の納入が可能な限り対応できること。
- (5) 経営が安定し、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 店舗、工場、その他物資を管理する施設の所在地周辺の環境が衛生的であること。
- (7) 店舗、工場、その他物資を管理する施設の設備が衛生的であり、かつ、従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (8) 物資納入のために使用する車両及び容器が衛生的に保持されていること。
- (9) 所轄の保健所の指導に従っていること。
- (10) 別に定める「綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入に関する品質基準（以下「品質基準」という。）」に適合する給食用物資の納入が可能であること。
- (11) 児童福祉施設の給食に対して深い理解を有し、協力的であること。
- (12) 別に定める「綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者の登録及び購入等に関する要領」に従うこと。
- (13) 本市の主催する地産地消のイベントに伴う保育園給食の食材については、通常とは異なる発注があることを承知すること。

## 2 申請書類の受付期間

- (1) 申請期間：令和7年12月1日（月）～12日（金）
- (2) 受付時間：午前8時30分～午後5時（午後0時15分～午後1時を除く）
- (3) 受付場所：綾瀬市役所 保育課（窓口棟2階）へ持参

## 3 登録の有効期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

## 4 納入場所

○健康こども部 保育課

綾瀬市立綾南保育園（綾瀬市上土棚南1丁目4番17号）

綾瀬市立大上保育園（綾瀬市大上6丁目14番5号）

## 5 提出書類

提出書類一覧表

|   | 様式名                             | 様式区分 | 新規登録 | 更新登録 | 綾瀬市の学校給食に登録している業者<br>(新規及び更新) |
|---|---------------------------------|------|------|------|-------------------------------|
| 1 | 綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者（新規・更新）登録申請書 | 指定様式 | ○    | ○    | ○                             |
| 2 | 営業許可書又は営業報告書の写し（営業に関し必要な業種のみ）   | 写し可  | ○    | ○    | —                             |
| 3 | 食品衛生監視票（食品衛生監視を受けている場合）         | 写し可  | ○    | ○    | —                             |
| 4 | 消化器系病原菌検査結果（製造業で実施している場合のみ）     | 写し可  | ○    | ○    | —                             |
| 5 | 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（法人のみ）        | 写し可  | ○    | —    | —                             |
| 6 | 代表者身分証明書（個人事業主のみ）               | 写し可  | ○    | —    | —                             |
| 7 | 使用印鑑届（委任がない場合）                  | 指定様式 | ○    | ○    | ○                             |
|   | 委任状・使用印鑑届（委任がある場合）              |      |      |      |                               |
| 8 | 誓約書                             | 指定様式 | ○    | ○    | ○                             |

- ・上記5「登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（法人のみ）」、6「代表者身分証明書（個人事業主のみ）」は、令和7年12月1日以降に証明を受けたものを有効とします。なお、「かながわ電子入札共同システム」登録業者（物品）である場合は、提出を省略することができます。

## 6 提出書類の記載方法

### (1) 綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者（新規・更新）登録申請書

#### ア 日付

申請書を提出する日を記入してください。

#### イ 申請者

(ア) 法人の場合は、会社等の代表者として記入してください。

(イ) 個人の場合は、事業主として記入してください。

(ウ) 申請者の所在地は、登記上の所在地を記入してください。登記上の所在地以外の住所等で登録を希望される方は、申出書（任意様式）に希望する住所等と理由を記入し提出してください。また、所在地には、郵便番号も記入してください。

(エ) 申請者の押印は不要です。担当者名を必ず記入してください。

#### ウ 業種

許可を受けている業種又は届出をしている営業の種類を記入してください。

#### エ 営業年数

事業開始日から基準日（令和7年12月1日）までの期間を記入してください。

#### オ 営業規模

基準日（令和7年12月1日）時点の内容を記入してください。

#### カ 仕入先

主な仕入先（市場・問屋等）を記入してください。

#### キ 納入不能な場合の代理業者

代理業者においても申請の資格の要件を満たす必要があります。

#### ク 納入実績

納入開始日から基準日（令和7年12月1日）までの期間を記入してください。

#### ケ 納入希望品目

納入を希望する品目の□欄にレ点を付けてください。

#### コ 納入希望施設及び配達に要する時間

納入を希望する施設の□欄にレ点を付けて、配達に要する時間を記入してく

ださい。

サ 添付書類

添付した書類の□欄にレ点を付けてください。

シ 店・会社付近の略図

付近がわかる、略図を記入又は、地図を添付してください。

(2) 営業許可書の写し、又は営業報告書の写し等

資格、許可、登録証明(通知)書等でも可。営業に関し、必要な業種の方のみ提出してください。

(3) 食品衛生監視票の写し

直前の監視票を提出してください(詳しくは、所轄の保健所にお問い合わせください)。

(4) 消化器系病原菌検査結果

製造業で実施している場合は写しを提出してください。

(5) 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書

法人のみ提出してください(令和7年12月1日以降に証明を受けたもの)。

(6) 代表者身分証明書

ア 個人事業主のみ提出してください。本籍地の市区町村で交付されます(令和7年12月1日以降に証明を受けたもの)。

イ 外国籍の方は、住民票を提出してください(令和7年12月1日以降に証明を受けたもの)。

(7) 使用印鑑届及び委任状・使用印鑑届

ア 本社・本店等で登録申請される方は「使用印鑑届」に記入し、委任行為をされる方は、「委任状・使用印鑑届」に記入してください。

イ 「使用印鑑届」の使用印鑑欄には、綾瀬市立児童福祉施設との覚書の取交わし、契約の締結等に使用する印鑑を押印してください。

ウ 「委任状・使用印鑑届」は、代表者が年間を通じて綾瀬市立児童福祉施設に対する覚書の取交わし、見積及び代金の請求・受領等の行為(委任状に記載されている1～6までのすべての行為)を他の者に委任する場合のみ記入してください。使用印鑑欄には、綾瀬市立児童福祉施設との覚書の取交わし、契約の締

結等に使用する印鑑を押印してください。印鑑は、代表者印（実印でなくても構いません）又は 支社、支店、営業所等の長の印としてください。

(8) 誓約書

ア 法人の場合は、会社等の代表者として記入してください。

イ 個人の場合は、事業主として記入してください。

ウ 添付する「使用印鑑届」又は「委任状・使用印鑑届」の印鑑を押印してください。

7 記載にあたっての注意事項

- (1) 文字は黒色のボールペン等を使用し、楷書で明瞭にお書きください。ゴム印を使用できる箇所は使用しても構いません。
- (2) 誤りを訂正する場合には、訂正する箇所を二重線で消し、欄内の上か下に記入してください。修正液等の使用は不可です。

問い合わせ先

綾瀬市 健康こども部 保育課 保育・学童担当

電話 0467-70-5615（直通）

Fax 0467-70-5701